

船舶インシデント調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成28年8月18日 14時00分ごろ
発生場所	宮城県仙台市大倉ダムのダム湖 大平二等三角点から真方位242° 1,040m付近 (概位 北緯38° 19.3′ 東経140° 42.4′)
インシデントの概要	作業船しらひげは、流木の除去作業中、航行ができなくなり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成28年8月22日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 しらひげ、5トン未満（長さ4.65m）
船舶番号、船舶所有者等	210-38420宮城、宮城県
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 水象：湖面 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、台風の影響でダムの放流設備（クレストゲート）4門のうち西端の1門（以下「本件ゲート」という。）に引っ掛かった流木の除去作業中、放流時に発生する水流に引き込まれ、左舷側に水流を受けて本件ゲートに寄せられ、水流に逆らって離脱することができなくなった。</p> <p>乗組員3人は、救助を要請し、本件ゲート上の道路から救助車のクレーンで引き揚げられ、救助された。</p> <p>本船は、放流が終了した後、引き出されて自力で航行して係船施設に戻った。</p> <p>本船は、船体の深さが約0.8mであったので、本インシデント当時、本件ゲートを約0.5m開いた状態で、流木の除去作業を開始した。</p> <p>流木の直径は、約0.3～0.4mであった。</p> <p>船長は、流木の除去作業が、ふだん、大雨の後に行われる作業で、これまでに何回か行ったことがあり、不安を感じることはなかったものの、放流時に行うのは今回が初めてであった。</p> <p>本船は、船外機船であった。</p> <p>乗組員3人は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、ダムの放流時、船外機の推力を上回る水流に引き込まれたことから、航行ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられ

	る。
原因	本インシデントは、本船が、ダムの放流時、船外機の推力を上回る水流に引き込まれたため、航行ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	ダム管理者は、本インシデント後、次の措置を採った。 ・放流時には作業船等でゲート付近に近づかない旨の注意事項を本船及び係船設備の見えやすい場所に掲示した。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船舶の諸性能を考慮して作業を行うこと。